

## 新旧対照表

改正後 (R3年度)	現行 (R2年度)
<p>高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 【省略】</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(2) 事業実施主体は県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者であること。</p> <p>(3) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前2号に掲げる条件を付さなければならないこと。</p> <p>(4) 補助事業の内容又は経費の配分等の変更について、別表第4に掲げる重要な変更を行おうとするときは、事前に別記第2号様式による事業計画変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けること。ただし、同表に掲げる重要な変更以外の変更をしようとする場合は、事前に別記第3号様式による事業計画変更届を知事に提出すること。</p> <p>(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、別記第4号様式により知事に報告し、その指示を受けること。</p> <p>(6) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事前に知事の承認を受けること。</p> <p>(7) 補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図ること。</p> <p>(8) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行うこと。</p> <p>(9) 補助事業の実施に関する書類、帳簿等は、補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から5年間保管するとともに、事業計画に関する書類及び図面等は、財務省令で定める処分制限年数の期間中は、保管すること。</p> <p>(10) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を得なければならないこと。</p> <p>(11) 前号の規定により、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</p> <p>第6条～第12条 【省略】</p> <p style="text-align: center;">附 則 【省略】</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 【省略】</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(2) 事業実施主体は県税の滞納がない者であること。</p> <p>(3) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前2号に掲げる条件を付さなければならないこと。</p> <p>(4) 補助事業の内容又は経費の配分等の変更について、別表第4に掲げる重要な変更を行おうとするときは、事前に別記第2号様式による事業計画変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けること。ただし、同表に掲げる重要な変更以外の変更をしようとする場合は、事前に別記第3号様式による事業計画変更届を知事に提出すること。</p> <p>(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、別記第4号様式により知事に報告し、その指示を受けること。</p> <p>(6) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事前に知事の承認を受けること。</p> <p>(7) 補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図ること。</p> <p>(8) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行うこと。</p> <p>(9) 補助事業の実施に関する書類、帳簿等は、補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から5年間保管するとともに、事業計画に関する書類及び図面等は、財務省令で定める処分制限年数の期間中は、保管すること。</p> <p>(10) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を得なければならないこと。</p> <p>(11) 前号の規定により、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</p> <p>第6条～第12条 【省略】</p> <p style="text-align: center;">附 則 【省略】</p>

新旧対照表

別表第1 (第3条関係) 【省略】			別表第1 (第3条関係) 【省略】		
別表第2 (第3条関係)			別表第2 (第3条関係)		
対象事業の概要		対象経費	対象事業の概要		対象経費
1 漁業生産の構造改革	(1) 効率的な漁業生産体制への転換	<p>ア 操業の効率化を図るため、I o TやA I等の技術を活用して漁場環境の情報の収集や水揚げ情報提供を行うのに必要な漁業用通信施設、漁場管理強化施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 産地市場のI o T化を推進するため、I o TやA I等の技術を活用して水揚げ情報の提供や入札業務を実施する等に必要な漁業用通信施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>	1 漁業生産の構造改革	(1) 効率的な漁業生産体制への転換	<p>ア 操業の効率化を図るため、I o TやA I等の技術を活用して漁場環境の情報の収集や水揚げ情報提供を行うのに必要な漁業用通信施設、漁場管理強化施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 産地市場のI o T化を推進するため、I o TやA I等の技術を活用して水揚げ情報の提供や入札業務を実施する等に必要な漁業用通信施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
	(2) 養殖生産の拡大	<p>ア ブリの人工種苗生産の推進や養殖業への新規参入の促進を図るため、養殖施設の設置に必要なかん水蓄養殖用施設、養殖魚の鮮度保持に必要な製氷冷蔵施設、養殖魚の出荷等に必要な水揚げ荷さばき施設、養殖用種苗の生産に必要な種苗供給施設及び養殖用餌料を供給するのに必要な餌料供給施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>		(2) 養殖生産の拡大	<p>ア ブリの人工種苗生産の推進や養殖業への新規参入の促進を図るため、養殖施設の設置に必要なかん水蓄養殖用施設、養殖魚の鮮度保持に必要な製氷冷蔵施設、養殖魚の出荷等に必要な水揚げ荷さばき施設、養殖用種苗の生産に必要な種苗供給施設及び養殖用餌料を供給するのに必要な餌料供給施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
	(3) 漁場の有効活用の促進	<p>ア 地元と協働した企業参入を促進するため、水揚げの増加等に対応するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 生産力向上のための漁場づくりのうち、築いそ設置事業に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>		(3) 漁場の有効活用の促進	<p>ア 地元と協働した企業参入を促進するため、水揚げの増加等に対応するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 生産力向上のための漁場づくりのうち、築いそ設置事業に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
2 市場対応力のある産地加工体制の構築	(1) 加工施設の立地促進や機能等の強化	<p>ア 輸出に対応した加工施設の立地促進並びに加工施設の機能強化及び衛生管理の高度化を図るため、加工残さ等を廃棄するのに必要な廃棄物処理施設、漁獲物を加工及び処理するのに必要な水産物加工処理施設及び漁獲物の取扱の増加又は高度化に対応するために必要な水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>	2 市場対応力のある産地加工体制の構築	(1) 加工施設の立地促進や機能等の強化	<p>ア 輸出に対応した加工施設の立地促進並びに加工施設の機能強化及び衛生管理の高度化を図るため、加工残さ等を廃棄するのに必要な廃棄物処理施設、漁獲物を加工及び処理するのに必要な水産物加工処理施設及び漁獲物の取扱の増加又は高度化に対応するために必要な水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>

新旧対照表

	(2) 加工関連産業の強化	加工用原料や製品の保管に必要な冷凍保管ビジネスの強化を図るため、漁獲物を冷凍又は低温保管するのに必要な冷凍冷蔵施設及び付帯設備の設置に必要な経費		(2) 加工関連産業の強化	加工用原料や製品の保管に必要な冷凍保管ビジネスの強化を図るため、漁獲物を冷凍又は低温保管するのに必要な冷凍冷蔵施設及び付帯設備の設置に必要な経費
3 流通・販売の強化	(1) 外商の拡大	ア 「高知家の魚応援の店」及び消費地市場とのネットワークを活用 <del>した</del> 、又は関西圏のパートナーと連携した外商活動の一層の強化を図るため、漁獲物の品質向上を図るのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費	3 流通・販売の強化	(1) 外商の拡大	ア 「高知家の魚応援の店」とのネットワークを活用した外商活動の一層の強化を図るため、漁獲物の品質向上を図るのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費
	(2) 輸出の拡大	ア 有望市場への輸出支援を強化するとともに輸出に適した加工用原魚を確保するため、加工用原魚を養殖するのに必要なかん水蓄養殖施設、HACCP認定を取得するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費		(2) 輸出の拡大	ア 有望市場への輸出支援を強化するとともに輸出に適した加工用原魚を確保するため、加工用原魚を養殖するのに必要なかん水蓄養殖施設、HACCP認定を取得するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費
	(3) 産地市場の機能強化	ア 産地市場における鮮度向上や衛生管理等の取組を進めるため、漁獲物の鮮度管理や衛生管理を行うのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ 産地市場の統合を推進するため、産地市場の取扱の増加又は高度化に必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 ウ ア又はイの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費		(3) 産地市場の機能強化	ア 産地市場における鮮度向上や衛生管理等の取組を進めるため、漁獲物の鮮度管理や衛生管理を行うのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ 産地市場の統合を推進するため、産地市場の取扱の増加又は高度化に必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 ウ ア又はイの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費
4 担い手の育成・確保	新規就業者の育成	新規就業者の育成のために必要な漁業研修施設及び付帯設備の設置に必要な経費	4 担い手の育成・確保	新規就業者の育成	新規就業者の育成のために必要な漁業研修施設及び付帯設備の設置に必要な経費
5 防災減災対策	津波や高潮等の災害に対する防災減災対策	災害発生後、速やかに漁業活動を再開するために必要な施設の電源設備及び漁船用燃油施設のかさ上げ並びに水揚げ荷さばき施設の改修に必要な経費	5 防災減災対策	津波や高潮等の災害に対する防災減災対策	災害発生後、速やかに漁業活動を再開するために必要な施設の電源設備及び漁船用燃油施設のかさ上げ並びに水揚げ荷さばき施設の改修に必要な経費
6 その他知事が特に認める事業		ア 1から4までに掲げるもののほか、高知県産業振興計画の取組のために必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費 イ 5に掲げるもののほか、防災減災対策に必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費	6 その他知事が特に認める事業		ア 1から4に定めるもののほか、高知県産業振興計画の取組のために必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費 イ 5に定めるもののほか、防災減災対策に必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費

## 新旧対照表

別表第3（第5条—第7条関係）  
1～10 【省略】

別表第4（第5条関係）  
補助事業の重要な変更 【省略】

別表第3（第5条—第7条関係）  
1～10 【省略】

別表第4（第5条関係）  
補助事業の重要な変更 【省略】



新旧対照表

別紙2

I 表紙【省略】

年度

リマ区域周辺漁業用施設設置事業設計書  
(リマ区域周辺漁業用施設設置事業変更設計書)

年 月 日

事業実施主体名



II 設計書の内容【省略】

添付書類(2)

I 表紙【省略】

年度

リマ区域周辺漁業用施設設置事業設計書  
(リマ区域周辺漁業用施設設置事業変更設計書)

年 月 日

事業実施主体名



II 設計書の内容【省略】



新旧対照表

<p><u>別紙3</u></p> <p>収支予算書 (変更収支予算書) (収支精算書)</p> <p>【省略】</p> <p><del>添付書類(4) (1部) (事業実施主体が漁協の場合)事業の実施に関する総会の議決又は同意を証する書面</del></p> <p><del>添付書類(5) (1部) 市町村の補助金交付に関する規程又は要綱</del></p> <p><del>添付書類(6) (1部) 事業実施主体に県税の滞納がないことを証する資料</del></p>	<p><u>添付書類(3)</u></p> <p>収支予算書 (変更収支予算書) (収支精算書)</p> <p>【省略】</p> <p>添付書類(4) (1部) (事業実施主体が漁協の場合)事業の実施に関する総会の議決又は同意を証する書面</p> <p>添付書類(5) (1部) 市町村の補助金交付に関する規程又は要綱</p> <p>添付書類(6) (1部) 事業実施主体に県税の滞納がないことを証する資料</p>
--	---

新旧対照表

別紙4

【新設】

誓約書兼同意書

私は、高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税  
外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情  
報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに  
伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地

(代表者・職) 氏名 (自署)



## 新旧対照表

別紙5

【新設】

### 誓約書兼同意書

私は、高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税  
外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情  
報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について<sup>(注1)</sup>〇〇市<町村>に提供す  
ることに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに  
伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 \_\_\_\_\_ 様

所在地

(代表者・職) 氏名 (自署)

(注1) 「〇〇市<町村>」には、補助事業者名を記載すること。

新旧対照表

<p>第2号様式（第5条関係）</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p>所在地 名称 市町村等の長</p> <p>年度高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業 計画変更承認申請書</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>第2号様式（第5条関係）</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p>所在地 名称 市町村等の長</p> <p>年度高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業 計画変更承認申請書</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: right;">印</p>
<p>第3号様式（第5条関係）</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p>所在地 名称 市町村等の長</p> <p>年度高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業 計画変更届</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>第3号様式（第5条関係）</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p>所在地 名称 市町村等の長</p> <p>年度高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業 計画変更届</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: right;">印</p>

新旧対照表

<p>第4号様式 (第5条関係)</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p>所在地 名称 市町村等の長</p> <p>印</p> <p>遂行状況報告書</p> <p>【省略】</p>	<p>第4号様式 (第5条関係)</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p>所在地 名称 市町村等の長</p> <p>印</p> <p>遂行状況報告書</p> <p>【省略】</p>
<p>第5号様式 (第8条関係)</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p>所在地 名称 市町村等の長</p> <p>印</p> <p>事業着手報告書</p> <p>【省略】</p>	<p>第5号様式 (第8条関係)</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p>所在地 名称 市町村等の長</p> <p>印</p> <p>事業着手報告書</p> <p>【省略】</p>

新旧対照表

第 6 号様式 (第 8 条関係)	第 年 月 日	第 号	第 6 号様式 (第 8 条関係)	第 年 月 日	第 号
高知県知事			高知県知事		
様			様		
所在地 名称 市町村等の長		印	所在地 名称 市町村等の長		印
事業実施状況報告書			事業実施状況報告書		
年度高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業の <u>実施状況について</u> 高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により下記のとおり報告します。 【省略】			年度高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業を高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により下記のとおり報告します。 【省略】		
第 7 号様式 (第 8 条関係)	第 年 月 日	第 号	第 7 号様式 (第 8 条関係)	第 年 月 日	第 号
高知県知事			高知県知事		
様			様		
所在地 名称 市町村等の長		印	所在地 名称 市町村等の長		印
補助事業により取得し、又は効用を増加した財産の利用状況報告書			補助事業により取得し、又は効用を増加した財産の利用状況報告書		
【省略】			【省略】		

新旧対照表

第8号様式 (第9条関係)	第 号 年 月 日	第8号様式 (第9条関係)	第 号 年 月 日
高知県知事 様	印	高知県知事 様	印
所在地 名称 市町村等の長		所在地 名称 市町村等の長	
年度高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業費 補助金実績報告書		年度高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業費 補助金実績報告書	
【省略】		【省略】	
<u>(注) 添付書類</u>		<u>(注) 関係書類：添付書類 (1)</u>	
<u>・リマ区域周辺漁業用施設設置事業精算設計書 (別紙1)</u>			

新旧対照表

別紙1

I 表紙

年度

リマ区域周辺漁業用施設設置事業精算設計書

年 月 日

事業実施主体名

印

【省略】

添付書類

- ・収支精算書（1部）  
別記第1号 様式別紙3 の様式に準ずる。
- ・竣工図（3部）
- ・事業の経過及び完了に証するに足りる写真（3部）
- ・漁場図（3部） 魚礁のみ
- ・事務費支出内訳書（3部）

添付書類(1)

I 表紙

年度

リマ区域周辺漁業用施設設置事業精算設計書

年 月 日

事業実施主体名

印

【省略】

添付書類

- ・収支精算書（1部）  
別記第1号 添付書類(3) の様式に準ずる。
- ・竣工図（3部）
- ・事業の経過及び完了に証するに足りる写真（3部）
- ・漁場図（3部） 魚礁のみ
- ・事務費支出内訳書（3部）

新旧対照表

<p>第9号様式（第9条関係）</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p>所在地 名称 市町村等の長</p> <p>年度消費税仕入控除税額等報告書</p> <p>【省略】</p>	<p>第9号様式（第9条関係）</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p>所在地 名称 市町村等の長</p> <p>年度消費税仕入控除税額等報告書</p> <p>【省略】</p>
<p>第10号様式（第10条関係）</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p>所在地 名称 市町村等の長</p> <p>年度高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業費 補助金概算払請求書</p> <p>【省略】</p>	<p>第10号様式（第10条関係）</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p>所在地 名称 市町村等の長</p> <p>年度高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業費 補助金概算払請求書</p> <p>【省略】</p>